

国立大学の図書館委員会について
On the Library Committee of the National University

岩 猿 敏 生
Toshio Iwazaru

Résumé

As to the standards of university libraries in Japan, the three groups of the national, local governmental and private universities have their own "Standards for Improvement" respectively. These standards were developed during the period from 1953 through 1963. In these standards the nature and functions of the library committee are provided for and they are slightly varied from group to group.

The first difference is that the standards of the national university libraries provides that the library committee is placed under the president of the university with the librarian serving as chairman, while the standards of the local governmental and private university libraries regard the library committee as an advisory organization of the librarian and place it under him. In all the national, local governmental and private universities, actual circumstances of the library committee are not exactly as provided for in the standards. There are 3 types of library committees in the national universities: 1. an advisory organization of the president of the university, 2. that of the librarian, and 3. that of both the president and the librarian. Theoretically, there can be considered the 4th type that is a special committee of the supreme decision-making organization of the university (equal to the council of the national university), but actually there is no example of this type.

Exclusive of the 4th type, the library committee of the national university in Japan started as an advisory organization of the president. The first library committee in the national university was established in 1899. At that time the president had the authority of making rules for library use which is now in the hand of the librarian. This powerlessness of the librarian at that time seems to be due to the fact that the library has been an "appendage" to the university. The history of the national university library can be regarded as a history of transfer of authorities for library administration from the hand of the president to that of the librarian.

岩猿敏生： 京都大学附属図書館事務部長
Toshio Iwazaru, Associate Director, Kyoto University Library

国立大学の図書館委員会について

The nature of the library committee as an advisory organization of the president has also changed to an advisory organization of the librarian.

The second difference is that while the library committee of the local governmental and private universities is provided in the standards as an advisory organization of the librarian, the library committee of the national university is not well-defined in the standards whether it is an advisory organization or a decision-making one. Some persons claim from the political point of view that the library committee should be a decision-making organization, but the writer thinks that it should serve as an advisory organization of the librarian and should be an organization which can make decisions as far as its authority goes.

The reason why the writer treated in this paper mostly the problems of the library committee of the national university is because the data he could collect were limited to those of the national university libraries.

I. はじめに

II. 図書館委員会と館長及び学長との関係

III. 国立大学における図書館委員会の歴史

IV. 図書館委員会の性格

I はじめに

国立大学の図書館委員会について、かつて、私は、その問題点の一端を指摘しておいたことがあるが¹⁾、最近、河田政雄氏によって、この問題があらためて包括的にとりあげられた。河田氏は、国立大学の図書館委員会の実態を調査し、さらに、アメリカの実情との比較も行ない、この問題に関するきわめて詳細な研究を発表している²⁾。

したがって、この問題の全般については、河田氏の論文をみていただければいいわけであるが、同氏の論文の中には、必ずしも賛同しがたい点もある。また、かつて発表した私見は、文部省の実態調査の結果報告³⁾という、統計上の数字だけを基にしたものであり、図書館委員会だけをテーマにしたものでもなかった。ところが、最近、業務上の必要から、国立大学の図書館委員会の規程を調査する機会があったので、あらためて、この問題について、若干の私見を述べてみたい。

1971年1月、全国の国立大学に依頼して、図書館委員会に関する規程類を送ってもらった。その結果集まったのは、75国立大学のうち、61館(81%)であった。全国

立大学の資料を入手しえなかったのは残念であるが、国立大学における全般的な傾向を知ることは可能であろう。

以下に、国立大学図書館委員会の問題のうち、河田氏と若干見解を異にする2つの点について述べてみたい。その1つは、この委員会と館長及び学長との関係の問題であり、第2は、図書館委員会は諮問機関か、審議決定機関かという、その性格に関する問題である。

II 図書館委員会と館長及び学長との関係

この問題に関しては、国立大学と、公・私立大学の図書館改善要項では、その見解に差異がある。

「国立大学図書館改善要項」(1953年)では、「大学図書館の運営を円滑にするため、学長の下に図書館長をもって委員長とする図書館運営委員会を置き、図書館に関する重要事項を協議すること」とあり、委員会は「学長の下」におくようになっている。ところが、「公立大学図書館改善要項」(1961年)や、「私立大学図書館改善要項」(1956年)及び「私立大学図書館運営要項」(1963年)では、図書館委員会を「学長の下」ではなく「館長の諮問機関」としている。

この点について、実態はどうなっているかを、文部省情報図書館課の昭和43年度の実態調査結果報告⁴⁾からまともてみると、表1の通りである。

表 1

		学長の下にある委員会		館長の下にある委員会		
国立	11	館長を含む	10	64	館長を含む	63
		館長を含まない	1		館長を含まない	1
公立	1	館長を含む	0	31	館長を含む	30
		館長を含まない	1		館長を含まない	1
私立	35	館長を含む	34	203	館長を含む	189
		館長を含まない	1		館長を含まない	14
計	47	館長を含む	44	298	館長を含む	282
		館長を含まない	3		館長を含まない	16

この表を、前年度の42年度の実態調査結果報告と比較してみると、公立大学では、その改善要項にもっとも忠実であって、学長の下におかれた委員会は、前年度ではゼロであったが、43年度では1館が、そうであるようになっていく。国立では、前年は学長の下にあるのが12館であったが、43年度では1館減って、11館となっている。このように、年度によって、若干の異動がみられるが、これは、規程を改正して、はっきりそうなったのか、あるいは、規程じたいがはっきりしていないため、報告を出すたびに、報告館の報告内容が違ってくることによるのかとも考えられる。このような、若干のあいまいな異動はあるが、国立でも、私立でも、学長の下におかれる委員会は、館長の下におかれるものの16%にしかすぎない。

ところで、河田氏は、学長の下にある「このタイプの委員会が「部局図書館制」の大学図書館に深い関係があり、この種の大学図書館にまちがいなく採用されていることから、むしろ格別の理由と事情がもたらした委員会方式であると理解した方がいいかもかもしれない⁶⁾」と書いている。その理由として、部局の管轄下にある図書館間の意思形成のためには、大学の最高経営責任者である学長の下に、委員会はおかれざるをえない。これに対して、図書館長の下にある委員会は、「分館制」の大学図書館の大部分にみられる⁶⁾。分館制をとるばあい、図書館長が全学図書館の経営管理の最高の責任者であるからと

述べている。

河田氏の所論は、きわめて明快である。しかし、実態は必ずしも、そのように明快ではない。43年度の文部省の実態調査によれば、国立大学の規模別にみた、両タイプの図書館委員会の実情は、表2の通りである。この表から、学長の下にある図書館委員会のタイプは、大規模大学(8学部以上)に多いと言うことはできるであろう。しかし、今手もとにあるこれら大規模大学の委員会規程をみても、規程上は、学長の下にあることが、必ずしもはっきりしていない。

表 2

大学の規模	学長の下	館長の下
A(8学部以上)	5	4
B(5-7学部)	1	14
C(2-4学部)	5	25
D(単科大学)	0	21
計	11	64

学長の下にあることが、規程上もっともはっきりしているのは、A級大学では、東大である。「東京大学図書行政商議会議程」によれば、その第1条で、商議会は「総長管理のもとに、全学的な図書行政の基本方針その他附属図書館に関する重要事項を審議する」と、明記されている。そして、附属図書館長は商議委員を兼ねないことになっており、委員長は委員の互選によるが、商議会を開催するときは、館長の出席を求めなければならない。

さらに、東大では、附属図書館とは「総合図書館と部局図書館からなる」(東京大学附属図書館基本規則第2条第2項)と、明確に規程している。それで、総合図書館の運営のためには、別個に「総合図書館運営委員会」がおかれ、このばあいは、図書館長が委員長である。

B級大学で、図書館委員会を「学長の下」におくことを明確にしているのは、熊本大学である。「熊本大学附属図書館協議会規則」の第1条は、「学長の諮問に応じて、図書館に関する次の事項を審議する」とあり、第6条で、「学長は、図書館協議会の会議を招集し、その議長となる」と、規程している。さらに、専門事項を審議するためには、図書館長を議長とする図書館委員会がおかれる(同規則第9条)。

国立大学の図書館委員会について

C級大学では、東京農工大が、その附属図書館商議会規程第1条で、“学長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議し、これらに関して必要と認める事項を学長に建議する”と、明記している。

奈良教育大はD級(単科大学)に属するが、「奈良教育大学附属図書館運営委員会規程」の第5条で、“委員会は学長が招集し委員長がその議長となる”としている。ただし、委員長は、図書館長があげられることになっている(同規程第3条)。

同じくD級に属する北見工業大も、その図書館委員会規程の第2条で、“図書館委員会は学長の諮問に応じて附属図書館の運営及び重要事項を審議する”としている。この場合も、委員長は館長(同規程第4条2項)である。

河田氏は、“学長の下”にあるタイプの図書館委員会は、部局図書館制の“大学図書館にまちがいなく採用されている”と書いたが、上記の大学の中には、熊本大や東京農工大のように、いくつかの分館を持っているものもある。すなわち、部局図書館制ではなく、分館制をとる大学図書館においても、“学長の下”にあるタイプの委員会が、実際にはみられるのである。また、部局図書館制でも分館制でもない単科大学の図書館にも、“学長の下”にある委員会がみられる。

ところで、問題をさらに複雑にしているのは、いくつかの大学では、その規模の大小にかかわらず、図書館委員会が、本来“館長の下”に、すなわち、館長の諮問機関であるばあいさえ、学長の諮問を同時に受けることがあるということである。手もとの資料では、さきの表2の大学規模別分類を用いると、A級では京都、広島。B級では千葉、富山、金沢。C級では福島、宇都宮、徳島、宮崎。D級では東京水産である。

たとえば、千葉大の「図書館運営委員会規程」の第2条第3項に、審議事項のひとつとして、“学長より諮問された事項”とある。また、東京水産大の図書館委員会規程では、その第4条第4項に“図書に関し学長より諮問のあったこと”とある。委員会が、このように、学長の諮問にも応ずるとすれば、その点においては、委員会は学長の諮問機関となる。すなわち、これらの大学の図書館委員会は、館長の諮問機関であると同時に、学長の諮問機関でもある。

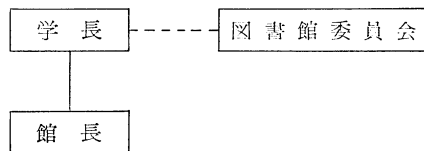
ここでは、図書館委員会の性格を、諮問機関か、審議決定機関かという問題を後に残して、一応諮問機関として、学長及び館長との関係を考えてみると、国立大学に

おける図書館委員会のあり方は3つに分けられる。1. 学長の諮問機関、2. 館長の諮問機関、3. 館長の諮問機関であるとともに、学長の諮問機関でもあるものの3つである。

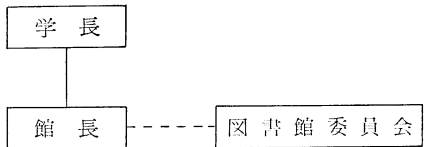
さらに、委員会のあり方としては、国立大学における最高の審議決定機関が評議会であるとするならば、その専門委員会という型も考えられるであろう。ただ、手もとの資料では、規程上は、このようなあり方は、国立大学には見当たらない。しかし、公立大学では、姫路工業大学に、この種の例をみることができる。同大学教授会規程によれば、“教授会は本学運営の最高機関”(第3条)とされているが、その第10条に、“教授会は、必要に応じて専門委員会を置き各部門の企画立案に当らしめることができる”とある。これを受けて、「姫路工業大学図書館委員会規程」が定められている。したがって、図書委員会は、その大学における最高議決機関の専門委員会になっている。これに対して、多くの国立大学では、附属図書館規程の中に、図書館委員会をおくことをうたい、これを受けて、別に委員会規程が定められている。

以上4つの図書館委員会のあり方を、機構図として描けば、次のようになる。

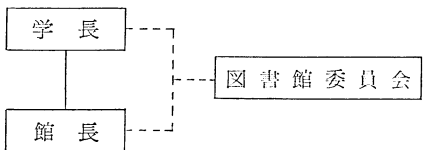
1. 学長の諮問機関としての図書館委員会



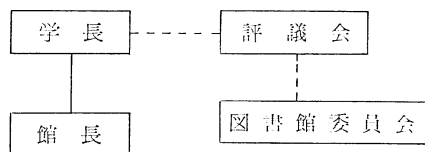
2. 館長の諮問機関としての図書館委員会



3. 学長及び館長の諮問機関



4. 評議会その他の学内最高議決機関の専門委員会



注：実線は命令関係を示す。

III 国立大学における図書館委員会の歴史

前章でみたように、今日の国立大学における図書館委員会と館長及び学長との関係には、いろいろの型があるが、歴史的にみれば、国立大学の図書館委員会は、「学長の下」にあるものとしてスタートしたのである。

「東京帝国大学五十年史」によれば、「本学の発達に伴ひ図書館亦発達し、其の管理設備等に関する事務に就き、衆知を集むるの必要より商議会設置の議起り、明治32年2月13日商議会規程を定むる旨、総長より図書館へ達せられたり」とある。この日本最初の商議会規程は次の通りである。

東京帝国大学附属図書館商議会規程

第1条 東京帝国大学附属図書館ニ図書館商議会ヲ置ク

商議会ハ左ノ事項ヲ審議ス

図書館規則ノ制定及改廃ニ関スル件

図書館ニ関シテ総長ヨリ諮詢ノ件

図書館長ヨリ提議ノ件

第2条 商議会ハ図書館商議委員ヲ以テ組織ス

第3条 委員ハ分科大学教授若クハ助教授ノ内1名ヲ以テ之ヲ充ツ

委員長ハ委員ノ互選ニ依リ委員ハ分科大学教授会ノ選定ニ依リ総長之ヲ命ス

第4条 委員長及委員ノ任期ハ二ケ年トス但満期ノ後再選セラル、コトヲ得

委員長及ヒ委員補缺ノ場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第5条 委員長ハ商議会ノ議長ト為リ其事務ヲ統理ス

第6条 図書館長ハ商議会ニ列席ス又委員長ハ必要アリト認ムル場合ニ於テ其他ノ本学職員ニ列席ヲ要求スルコトヲ得

列席職員ハ議決ノ数ニ加ハラス

東大について、明治41年(1908)12月には、京都帝国

大学附属図書館商議会が設置されたが、審議事項や、図書館長が委員ではなく、列席者にすぎないこと等、東大の規程と、内容的にはほとんど同じである。このように、日本においては、図書館委員会は、総長の諮問機関として始まったのである。

その理由としては、当初における附属図書館長に与えられた権限の弱さを考えざるをえない。明治19年(1886)の東大の図書館規程、すなわち「帝国大学図書館規則」をみると、「閲覧室備ノ図書」のうち、「貴重ナル図書」「諸学科ニ通スル参考図書」、「1学科ニ関シテ該科教員ノ申請ニ由リ本室ニ常備シ置クヲ要スル図書」は、すべて「総長ノ特許ヲ得ルニ非レハ閲覧ヲ許サス」となっている⁹⁾。このような、総長の図書館に対する権限は、大正7年(1918)に、この規則が、時勢の進歩にともない、大改正されたにもかかわらず、そのまま残されるのである。

同様な規則は、京都大学においてもみられる。明治32年(1899)に制定された「京都帝国大学附属図書館規則」によれば、図書閲覧の特許、書庫検索の特許、休暇中の図書の借受、外部に対する図書の貸付等は、すべて総長の許可を受けることになっている。これらの事項が図書館長に委任されるには、京大のばあい、大正元年(1912)まで13年間も経なければならなかったのである。その年9月に定められた京都帝国大学附属図書館長委任事項によれば、それまで総長の許可を得ることになっていたような事項が、はじめて館長に委任されたのである。その委任事項とは、

- 1 諸官庁又ハ公共団体ニ対シテ図書ヲ貸付スル件
- 1 諸官庁ノ吏員又ハ公共団体ノ代表者ニ対シテ公用図書ノ検索若クハ閲覧ヲ許可スル件
- 1 図書館閲覧許可証交付ノ件
- 1 図書特別閲覧票交付ノ件(但シ1ケ年以内有効ノモノニ限ル)
- 1 図書検索許可証交付ノ件
- 1 夏期休業中図書貸付許可ノ件
- 1 2日以上貴重図書貸付許可ノ件
- 1 貴重図書閲覧許可ノ件

の8件であった⁹⁾。これは、館長の権限の独立、強化をしめすものと言うことができよう。

当初における、以上のような館長の権限の弱さは、結局図書館が附属機関であるということ、それに伴う館長の地位の相対的な低さによるものと考えられる。明治中

国立大学の図書館委員会について

期以降における帝国大学の各組織体の長は、3階級に区別されていた。いま、これを東大を例としてしてみると、第1が学部長、医院長、第2が天文台長、航空研究所長等のように、それじたいの独自の官制を有する附置機関の長、第3が植物園長、演習林長等のように、それじたいの官制を有せず、大学あるいは学部等に附属する附属機関の長である。附属図書館長はこの第3のグループに属する。この3階級に応じて職務俸も3通りになっている。大正9年の東大の官等俸給令によれば、教授にして学部長、医院長に補せられる者の職務俸は1,200円以内、教授にして天文台長、航空研究所長等に補せられる者は800円以内であったのに対して、第3のグループに属する図書館長の職務俸は600円以内で、学部長、医院長の半分にしかすぎなかった¹⁰⁾。

明治30年代の官制によれば、館長は「教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス」とあったように、助教授を以てもあてうる官職であった。そのため、東大においても、京大においても、図書館長は助教授をもってスタートする。京大では、明治44年(1911)から教授館長になるが、東大では、教授館長の実現は大正12年(1923)からである。

このような、図書館長及び図書館の学内における相対的な低さは、結局大学に附属する機関であったということ、そのため、すべての権限は、最終的には総長に掌握されざるをえなかったということによるものと考えざるをえない。したがって、その後の国立大学図書館の歴史は、図書館に対する総長の直接の管理からの独立の歴史としてみることができるであろう。このような観点からみると、図書館委員会も「学長の下」にある学長の諮問機関としての図書館委員会から、「館長の下」にある館長の諮問機関としての図書館委員会への発展が、ひとつの歴史的な流れとして考えられるであろう。そして、館長の諮問機関であると同時に学長の諮問機関でもあるという中間的なタイプは、過渡的な型と言うことができよう。

IV 図書館委員会の性格

河田氏は、国立大学の図書館委員会は、諮問機関であるよりは決定機関の性格が強し、また、決定機関であることを必要とすると書いている¹¹⁾。河田氏の挙げている調査結果では、館長または学長、あるいは両者の諮問機関とするものが21、決定機関とするもの7、諮問機関でもあり決定機関でもあるものが38となってい

る。この調査結果からすれば、日本の国立大学の図書館委員会は、諮問機関の性格が強いと言わねばならない。ところが、河田氏は「図書館長の諮問機関であることこたえた図書館委員会のほとんどが、図書館長を議長として開催されていることで、重要議題に関する審議が実質的にはその決定にまで至っていると考えられる」から、「わが国の国立大学の図書館委員会は、一般に審議決定機関と理解していいであろう¹²⁾と述べている。

河田氏のこの所論は、私には理解しがたい。審議が「その決定にまで」至ることは、諮問機関であっても常にあるわけで、審議してもその決定にまで至らなければ、諮問に応じえないことになる。したがって、図書館委員会が審議決定するからといって、すぐに決定機関であるということにはならない。

河田氏の図書館委員会決定機関論は、実態論であるよりも、「迫力あり、有能な館長を常にえられるとは限らないから¹³⁾、決定機関である図書館委員会を設けて、「政策決定およびその実行面の監督に責任¹⁴⁾を持たせることが必要である」という政策論に根差していると考えられる。

図書館委員会の性格について、国・公・私改善要項をみると、国立のそれでは、諮問機関かどうかは明示されていないが、公立、私立の要項では、いずれも館長の諮問機関として委員会をおくことが明記されている。

「公立大学図書館改善要項」では、図書館運営委員会の項に、「運営委員会は、館長の諮問に応じて図書館の運営に関する重要事項を協議するものとする」とあり、「任命は学長がこれを命ずるものとする」と定めている。

「私立大学図書館改善要項」の大学図書館運営委員会規則では、「図書館運営委員会は館長の諮問機関とする」とあり、また「委員は学長がこれを嘱任する」とある。

「私立大学図書館運営要項」では、図書館運営委員会の項に「図書館には、館長の諮問機関としての図書館運営委員会を置き、その委員は、館長が委嘱する」とある。

このように、公立・私立の要項では、いずれも図書館委員会を館長の諮問機関としているのに、国立大学の図書館委員会だけ、なぜ、河田氏の説のように、決定機関でなければならないのであろうか。国立大のばあいだけ、「迫力あり、有能な館長」を常にえられないということはありえない。同じことは、公・私立のばあいでもありうるわけである。だとすれば、館長無能論が、図書館委員会を決定機関にしなければならない理由とはなり

えない。

国立大学における最高の意志決定機関は評議会である。これも、形式の上では、「学長の諮問に応じて¹⁵⁾」となっているが、最終的には、大学の意志はここで形成される。したがって、図書館運営上の重要な事項、たとえば、図書館規則の制定、改廃等は、図書館委員会だけで決定することはできない。もちろん、ここで審議され、決定されるが、その決定は、最終的には評議会でもオーソライズされなければならない。

また、図書館委員会が館長の諮問機関であっても、そこで審議決定されたことは、当然館長を拘束することになる。決定機関でないばあい、その決定は、法的な強制力は持ちえないが、全く図書館長を拘束しえない決定だとすれば、諮問機関じたいが無意味になる。だから、私は、図書館委員会は決定機関か諮問機関のどちらであるかを、一方的に決める必要はないと考える。その権限内の事項については、ここだけの審議で十分決定しうるが、とくに重要な事項については、最終的な管理機関のオーソライズを得なければならない。

以上述べてきたように、日本においても、学内的に館長の地位が高められ、権限が確立されてくるとともに、アメリカの大学図書館に一般にみられるように、図書館委員会は館長の諮問機関として定位づけることができる

であろう。館長が無能力だから、図書館委員会が決定機関でなければならないということより、問題はむしろ、館長の地位、権限の確立をどうするかということであろう。

- 1) 岩猿敏生 大学図書館の管理運営について **学術月報** 22 (11): 9-14 1970年2月
- 2) 河田政雄 国立大学図書館委員会 — その現状と問題点 **図書館界** 22 (4): 123-134 1970年11月
- 3) 文部省大学学術局情報図書館課 大学図書館実態調査結果報告 (昭和42年度) 昭和44
- 4) 文部省大学学術局情報図書館課 大学図書館実態調査結果報告 (昭和43年度) 昭和45 p. 30-31
- 5) 河田政雄 前掲論文 p. 124
- 6) 河田政雄 前掲論文 p. 124
- 7) 東京帝国大学五十年史 昭和7 下冊 p. 1114
- 8) 東京帝国大学五十年史 昭和7 下冊 p. 1103
- 9) 京都大学附属図書館六十年史 昭和36 p. 22
- 10) 岩猿敏生 国立大学図書館の百年 **現代の図書館** 6 (4): 1962年12月 p. 187
- 11) 河田政雄 前掲論文 p. 131
- 12) 河田政雄 前掲論文 p. 128
- 13) 河田政雄 前掲論文 p. 131
- 14) 河田政雄 前掲論文 p. 130
- 15) 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則第6条 (昭和28年文部省令第11号)